

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月22日

【会社名】 株式会社Nuts

【英訳名】 Nuts Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森田 浩章

【本店の所在の場所】 東京都港区東麻布三丁目3番1号

【電話番号】 03-3568-5020

【事務連絡者氏名】 総務部長 尾崎 孝

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東麻布三丁目3番1号

【電話番号】 03-3568-5020

【事務連絡者氏名】 総務部長 尾崎 孝

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】
その他の者に対する割当 13,775,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)
2,580,275,000円
(注)行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	14,500,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	13,775,000円
発行価格	新株予約権1個につき0.95円 (新株予約権の目的である株式1株につき0.95円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年1月9日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社Nuts 総務部 東京都港区東麻布三丁目3番1号
払込期日	平成30年1月9日(火)
割当日	平成30年1月9日(火)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 横浜駅前支店

(注) 1. 第5回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)については、平成29年12月22日の取締役会決議により、発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に本新株予約権の第三者割当契約(以下、「本契約」という。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は14,500,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、平成30年1月11日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。 3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。 4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は98円とする。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。 5. 割当株式数の上限 14,500,000株(発行済株式総数に対する割合は24.12%) 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 1,434,775,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられていない。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を1,000株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は14,500,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は1株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。 2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、177円とする(以下、「当初行使価額」という。))。

3. 行使価額の修正

行使価額は、平成30年1月11日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。

また、いずれかの価格算定期間に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。))又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。))、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

	<p>本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>1円未満の端数を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,580,275,000円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p>

	<p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>1. 本新株予約権の行使期間</p> <p>平成30年1月10日(当日を含む。)から平成30年7月5日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに以下に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、40取引日を上限に延長される。</p> <p>2. 市場混乱事由</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所より監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずのものとする。)</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 横浜駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1)資金調達の目的」に記載のとりの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(3)本スキームの特徴」、「(4)資金調達方法の選択理由及び他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、本新株予約権及び第1回無担保普通社債(以下「本社債」という。)の同時発行に係る資金調達手法(以下「本スキーム」という。)が、当社の必要とする資金を比較的早期に相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、現在の資金ニーズに最も合致していることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

これまで当社は、「コンテンツ事業」と「アミューズメント事業」を主たる事業として展開して参りました。しかしながら、これらの事業領域が属するアミューズメント業界につきましては、平成26年4月の消費税増税による消費マインドの低下、新作コンテンツの不振、オンラインゲームへの消費者の流出といった要因によって、現在その事業環境は大変厳しい状況にあります。

当社の業績につきましては、平成23年3月期から平成29年3月期まで、平成27年3月期を除いて当社単体の経常利益、当期純利益ともに損失を計上しており、平成30年3月期第2四半期連結累計期間の業績においても、連結営業損失341百万円、連結経常損失342百万円、連結四半期純損失343百万円を計上しており、安定した収益の確保には至っておりません。この要因といたしましては、前年同期に比べ、制作等の周辺業務の受注が大幅に減少したことに加え、無形固定資産（権利金）の減価償却費（77百万円）及び役員報酬（65百万円）、旅費交通費（36百万円）などの費用を計上したためであります。

当社は業績の早期改善に向けて、「全員の力で黒字化」を合言葉に、既存事業の強化と収益安定化に向けた経営努力を継続的に進めるとともに、既存事業の枠に収まらない新規事業展開を検討してまいりました。その結果、当社は、「超高齢化社会への突入」・「最先端医療の必要性」・「外国人受入医療機関の必要性」といった日本が直面する課題を解決するとともに、将来的に同様の課題に直面することが予想される近隣諸国のモデルケースになるような国際的な医療サービスを実現することを目的に、医療関連事業に新規参入することといたしました（詳細については、平成29年10月27日付当社プレスリリース「医療関連事業への新規事業参入及び子会社の設立に関するお知らせ」をご参照ください。）。

医療関連事業において、当社は、米国コロンビア大学に所属するコロンビア大学病院メディカルセンター（Columbia University Medical Center（以下、「CMC」という。））（注1）が米国で提供している、心臓疾患及び胆道疾患に対する専門医療に代表される高度な医療サービスを活用し、日本国内における会員制医療施設の開設・運営等に係るコンサルティングサービスを提供し、当該会員制医療施設に入会する会員（個人の患者の方々）を募集する事業を行うことを予定しております。

そのため、当社は、平成29年11月1日付で、主に上記コンサルティング業務を行う子会社（株式会社ヴィデビムス、代表取締役 加藤友朗。以下、「当社子会社」という。詳細については、平成29年11月1日付当社プレスリリース「子会社設立登記手続き完了に関するお知らせ」をご参照ください。）を設立いたしました。また、平成29年12月22日付当社プレスリリース「米国コロンビア大学との業務提携契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、同日付で、米国コロンビア大学との間で業務提携契約を締結し、当社が日本国内においてCMCが保有するコロンビア・ヘルスソース（注2）に蓄積された世界最先端の臨床医療ノウハウを活用した最先端医療施設の開設支援その他の医療関連事業を展開するに際して、当社が開設と維持・運営を支援する医療施設が、CMCから指導と助言の提供を受けることを合意致しました。なお、本契約の契約期間は5年間となっておりますが、当社はかかる契約期間経過後においても、引き続きCMCからの指導と助言を受けられるよう、必要に応じて米国コロンビア大学と交渉していく予定です。本契約により、CMCより提供される予定の主な業務内容は、医療施設の開設・運営の各段階に応じて、以下の通りです。

(a) 医療施設開設前の段階

- ・ 医療施設の運営方針に関するコンサルティング
- ・ 施設計画及び医療機器の調達に関するコンサルティング
- ・ 患者中心の医療サービスの提供及び個人情報保護施策に関するコンサルティング
- ・ インフラ及びITの品質確保に関するコンサルティング
- ・ 医療施設の開設前後における、医師及び従業員の雇用並びに人事教育に関するコンサルティング

(b) 医療施設開設前における試験運用の段階

- ・ 医療用施設の事前準備（オープニング計画、トレーニング、シミュレーション）に関するコンサルティング
- ・ 医療施設の運用開始にあたっての評価

(c) 医療施設開設後の段階

- ・ 医療施設の品質管理に関するコンサルティング

当社は、CMCの保有する世界最先端の豊富な臨床医療ノウハウ及び情報と、当社子会社代表取締役であるとともに、CMCの教授を現任する加藤友朗氏の持つ先端医療分野における卓越した経験と知見を最大限に活用することにより、アジアにおけるベンチマークとなり得る最先端医療施設の早期開設を支援し、医療関連事業による当社の安定した収益基盤の構築を目指して参ります。

（注1）CMCは、米国コロンビア大学に所属する、病院運営・医療研究及び教育を行う機関であり、コロンビア大学病院の医師及び研究者で構成されております。2014年度医学学術世界ランキング7位、2016年度US News & World Report、America's Best Hospitalsランキングで総合6位であり、世界初小児心臓移植の成功、抗生物質バシトラシンの開発、嚢胞性繊維症の特定等の実績に裏付けされた、世界最先端の豊富な臨床医療ノウハウ及び情報を保有しております。

（注2）コロンビア・ヘルスソースとは、1997年にCMC内に設置された、特に複雑な手術を伴う心臓疾患及び胆道疾患において特殊性・専門性の高い臨床医、保険医及び病院経営のエキスパートで構成される組織であり、主たる活動内容はヘルスケアや特別な病院運営にかかわるコンサルティングです。これまでクレイグ・スミス（Craig Smith）医師、アラン・シュワルツ（Allan Schwartz）医師、加藤友朗（Tomoaki Kato）医師らの主導のもと、100人を超える臨床医、保険医、病院経営のエキスパートを育てた実績を有しております。

そのための施策として、当社は、今後、主に以下の施策をCMCの指導と助言を踏まえて推進していく予定です。

当社は、医療関連事業の一環として、前記のとおり、会員制医療施設に入会する会員（個人の患者の方々）を募集する事業を行うことを予定しております。そのため、当社は、まずは、提携先の外部医療機関（候補先医療機関につきましては、現在検討中です。）が、都内において、上記会員制医療施設となる、PET-CT（注1）やMRI（注2）等の医療用機器・設備を備えたクリニックを1件開設するための支援業務を行う予定です。

当該クリニックの最大の特色は、前述のとおり、CMCの保有する世界最先端の豊富な臨床医療ノウハウ及び情報と、当社子会社代表取締役であるとともに、CMCの教授を現任する加藤友朗氏の持つ先端医療分野における卓越した経験と知見を最大限に活用した診断と治療が可能となる点であります。なお、当社は、既存のクリニック施設を使用することも検討いたしましたが、CMCの推奨する設備・システム動作環境及びネットワーク環境等を含む医療環境を整える必要性が生じる可能性もあること、都内においてPET-CTを備えた医療施設が約20施設にとどまること、セキュリティが確保された独自のネットワーク環境を整備・構築する必要があること等の事情を斟酌し、新設のクリニックを使用することが適当と判断いたしました。

当該クリニックの開設支援として、具体的には、当社子会社において、業務提携契約に基づきCMCより当社が開設と維持・運営を支援する医療施設に対して提供されるノウハウ及び情報等を活用し、経営主体となる提携医療機関に対し、当該クリニックの運営、品質管理、ITインフラ等の企画・設計に関するコンサルティングを提供する予定です。また、当該クリニックが使用する施設及び医療用機器・設備については、当社で既存の適切な物件を賃借し、これを医療施設とするために必要となる設備投資（内装工事や医療用機器・設備の導入）を当社で行った上で、提携医療法人に対して賃貸等を行うことを予定しております。当該物件の内装工事や医療用機器・設備の導入については、複数の関連企業より見積を取得し、既に発注先企業の選定を開始しております。

将来的には、当該クリニックを平成30年内を目処に開設した後、事業環境や外部の医療機関との協議を踏まえつつ、追加の医療施設や介護施設の開設支援を行う可能性についても検討を進めていく予定です。

（注1）PETとは、positron emission tomography（陽電子放出断層撮影）の略語で、放射能を含む薬剤を用いる、核医学検査の一種です。放射性薬剤を体内に投与し、その分析を特殊なカメラでとらえて画像化します。PETでは、検査薬を人体に投与し、全身の細胞のうち、がん細胞だけによりはっきりとした目印をつけることができるため、小さながんの発見が期待できます。CTとは、Computed Tomography（コンピュータ断層撮影）の略語で、X線を利用して体の内部（断面）を画像化する検査です。画像処理を行うことにより、身体の細かな情報を得ることが可能です。

PET-CTは、PETとCTを組み合わせることで、時間差による画像のずれを防ぎ、鮮明な画像で腫瘍の位置や大きさを撮影することができるため、より詳しく分析できます。また、1度の検査でほぼ全身を調べることが可能であり、予想外の癌の発見に威力を発揮することから、原発不明の癌の診断や、早期発見、病期（進行度）診断、転移、再発を調べるのに特に重要な検査とされています。

（注2）MRIとはMagnetic Resonance Imaging（磁気共鳴画像診断装置）の略語で、MRI検査は強力な磁石でできた筒の中に入り、磁気の利用して体の臓器や血管を撮影する検査です。MRI検査により様々な病巣を発見することができますが、特に脳や、脊椎、四肢、また子宮、卵巣、前立腺等の骨盤腔に生じた病変に関して優れた描出能力が知られています。

医療サービスシステムの導入

当社は、上記のクリニック等において、医療情報・顧客情報等の顧客データを活用し、個々の顧客に最適化された医療サービスを提供する医療情報事業の展開を目指しております。そのため、クリニック運営に関する基本システムである医療基幹システム、及びCMCのノウハウ等を活用する上で必要となる、クリニック及びCMC間における遠隔地での医療診断等を可能とする遠隔医療サポートシステムの導入に加え、患者の検査結果等をもとに今後可能性のあるリスクの報告等を可能とする医療情報データベースの導入を予定しております。上記遠隔医療サポートシステムの活用により、クリニックで診断・検査を受け、症例に応じてその結果を臨床データとしてCMCへ伝送し、CMCより診断又は治療の助言を得ることが可能となる見込みです。また、今後、病気・症例に関するレポートの配信等の医療関連補助情報を患者に提供するためのシステムについても、導入を検討してまいります。かかる医療サービスシステムの導入については、取扱うデータが極めて膨大であり、またハイレベルなセキュリティ環境を伴う情報管理を行う必要があるため、現在慎重にパートナー企業の選定を行っております。

医療サービス運営コンサルティング事業の実施

当社子会社では、医療関連事業を実施するための医療サービス運営コンサルティング事業として、CMCの助言・指導及びブランド力を活かし、医療法人（管理者/運営者（注））の確保、医師（医局）・看護師（看護部）の確保、医療サービスの企画・設計（経営企画部）、医療施設の維持・運営（医事部）、情報システムの構築支援（情報管理部）及び各種アフターサポート（医療相談室）等の医療施設の開設と維持・運営に不可欠なサービスを提供することを予定しております。上記のクリニックに関しても、当社子会社が、提携医療機関により実施される医療行為を除く、当該クリニックの運営全般に係る補助業務を行うことを検討中です。当社は、上記で述べた医療施設の開設と維持・運営に不可欠なサービス、及び当該クリニックの運営全般に係る補助業務について、米国コロンビア大学との間の業務提携契約に基づくCMCからの指導と助言を踏まえて推進することを検討しております。

また、当社子会社においては、医療サービス運営コンサルティング事業におけるサービス充実のため、先端・個別化医療に強みのある国内の大学病院、研究所及び各種医療関連会社との業務提携を模索してまいります。

(注)本 における括弧内の記載は、公益社団法人日本病院協会「病院の機能と組織」に記載されている、病院における標準的な組織名称です。

会員制医療機関の会員権の営業・マーケティング活動

当社又は当社の子会社(以下「当社グループ」という。)は、上記のクリニック等における医療サービスの利用権を主な内容とする会員権の販売を行っていく予定です。販売先ターゲットとしては、資産1億円以上を持つ富裕層を中心とする日本国内に居住する日本人及び外国人、並びに企業を見込んでおります。かかる販売のため、当社グループにおいて営業組織を新規組成し、マーケティング活動との両輪で営業活動を実行し、早期の会員獲得を目指します。特に企業向け販売では、その営業活動の施策として、各種生保・国内外大手銀行・大手旅行会社・大手交通機関等との業務連携を模索してまいります。

また、会員制医療機関においては、リキッドバイオプシー(注1)やHLA遺伝子タイピング(注2)などのより高度かつ多様な医療サービスや、認知機能検査、栄養チェック、運動療法などを包括する統合型ヘルスケアサービスを提供することを検討しているため、当社グループによる会員権販売の営業活動の中で把握した医療サービスに係るニーズを踏まえて利用権の内容拡充を行うなど、商品価値の向上を図りつつ営業活動を行う予定です。

(注1)リキッドバイオプシー(liquid biopsy)は、主にがんの領域で、内視鏡や針を使って腫瘍組織を採取する従来の生検(biopsy)に代えて、血液などの体液サンプルを使って診断や治療効果予測を行う技術です。患者の負担が小さく、しかも腫瘍の遺伝子(ゲノム)情報を踏まえた適切な治療につながる手法として近年、世界中で研究開発が進められています。

(注2)HLAとは、Human Leukocyte Antigen(ヒト白血球抗原)の略語であり、1954年に白血球の血液型として発見されました。HLAは、ヒトの全身のほとんどの細胞表面に発現し、疾病の発症、薬剤の効果、移植の適合性などを決定する免疫応答を司る細胞表面抗原です。HLA検査は、HLAタイピングとも呼ばれ、HLA遺伝子型を調べる検査であり、移植の適合性、がん免疫療法、自己免疫疾患をはじめとて様々な疾患の発症や、薬剤の副作用との関連を調べる研究に利用され、病気に対する新しい治療法や、個々の遺伝子の違いに基づいた、精密医療(プレジジョンメディシン)や、個別化医療の実現に大きな役割を担っています。

上記営業活動に付随するマーケティング活動としては、当社グループにおいて、直接販売のためのプロモーション関連全般の企画から実施までを進めてまいります。

医療関連事業の運営を行うためには、上述のとおり医療施設として使用する物件の内装工事、医療用機器・設備の導入や、医療サービスシステム整備のための投資に充当するため、一定の初期設備投資資金が必要となります。

我が国における個別化・精密医療推進の流れを受けた日本国内の医療・介護サービス市場は、今後成長が見込まれ、同時に、医療・介護サービスに係るインバウンド関連市場についても同様に成長が見込まれております。当社は、現在成長ステージに差し掛かっているこれらの市場において積極的に投資を行い、新規の様々な総合型最先端医療サービスの創出と展開を行うことが、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考え、今回の資金調達を決定いたしました。

なお、当社は、平成28年11月2日付で第三者割当により新株式を発行しておりますが、当該資金調達の資金使途であるパチンコ・パチスロ遊技機向けコンテンツの各種利権購入に向けた権利者との調整が当初の想定よりも長期化しているため、調達資金の一部について、現時点で当該資金使途に充当しておりません。同日付で第3回新株予約権及び第4回新株予約権の発行も行っておりますが、これらの新株予約権についても、同様の理由により、現時点は未行使の状態であり、今後行使されることにより新たに資金を調達できる可能性がございます。もっとも、当社は、上記パチンコ・パチスロ遊技機向けコンテンツの各種利権購入は当社のコンテンツ事業にとって有益な投資機会であると考えており、引き続き当該資金使途の実現に向けて検討を進めているところです。そのため、現時点において当該資金使途を変更し、今回の資金調達の目的に充当することは適切ではないと考え、新たな資金調達を行うことといたしました。

また、本新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使の都度、段階的に調達が行われることになるため、調達の時期が不確定なものとなりますが、医療施設の開設支援のための設備投資にあたっては、工事の着工や機器発注に伴う前払金が発生する見込みです。そのため、かかる即時の資金需要に対応できるよう、下記に記載する無担保社債(私募債)を本新株予約権と同時に割当予定先に対して発行することを決定いたしました。

(無担保社債(私募債)の概要)

(1) 社債の名称	株式会社Nuts第1回無担保普通社債
(2) 社債の額面総額	1,600,000,000円
(3) 各社債の額面金額	100,000,000円
(4) 利率	年1.0%
(5) 払込金額	額面100,000,000円につき100,000,000円
(6) 償還金額	額面100,000,000円につき100,000,000円
(7) 払込期日	平成30年1月9日
(8) 償還期限	平成30年5月10日
(9) 総額引受人	EVO FUND
(10) 資金使途	医療施設の開設支援のための設備投資(医療施設として使用する物件の内装工事及び医療用機器・設備の導入)

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本契約を締結します。なお、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の権利行使に伴う行使価額が累計1億円に達する毎に、当該行使価額をもって、本社債の早期償還を行っていくことを合意しております(以下「早期償還合意」という。)。したがって、本新株予約権の行使に伴う払込金額が累計16億円に達するまでは、本新株予約権の行使に伴う行使価額は原則として全て本社債の償還に充当されることとなります。

行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の発行日翌取引日(当日を含む。)から、その82価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「全部コミット期限」という。)までの期間(以下、「全部コミット期間」という。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。82という日数は16価格算定期間に2取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

また、割当予定先は、本新株予約権の発行日翌取引日(当日を含む。)から、その42価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「前半コミット期限」という。)までの期間(以下「前半コミット期間」という。)に、6,000,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。42という日数は、8価格算定期間(全部コミット期間における価格算定期間数の半数)に2取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議に基づき決定されたものであります。

市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成30年5月10日(本新株予約権の発行日翌取引日の82価格算定日目の日)であり、前半コミット期限は平成30年3月9日(本新株予約権の発行日翌取引日の42価格算定日目の日)となりますが、この期限までに市場混乱事由が発生した場合、これが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下、「コミット期間延長事由」という。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計8回(40価格算定日)を上限とします。)。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計4回(20価格算定日)を上限とします。)

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数回のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が8回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、本新株予約権の発行日翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して40取引日に達した場合には消滅します。

なお、コミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。

行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、平成30年1月11日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行ったうえで、本件同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「下限行使価額」は98円としますが、当該下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

下限行使価額は上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

短期間における確実な資金調達

本新株予約権(対象となる普通株式14,500,000株)は、原則として平成30年5月10日までに全部行使(全部コミット)されます。また、本新株予約権と同時に本社債を発行することにより、本社債の発行金額の範囲で、発行当初時点における即時の資金調達が可能にしています。

時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、原則として平成30年3月9日までに、本新株予約権の約41%(対象となる普通株式数6,000,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調達が両立することができます。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は14,500,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加する事はありません。

株価上昇時の調達額増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している14,500,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達はできない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先とのみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4) 資金調達方法の選択理由及び他の資金調達方法

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、上記「(3)本スキームの特徴」及び本「(4)資金調達方法の選択理由及び他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、本スキームが、当社の必要とする資金を比較的早期に相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していることから、本スキームによるデメリットも考慮した上での総合的な判断により、本スキームを採用することを決定しました。

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、割当予定先である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえます。もっとも、当社は、平成23年3月期から平成29年3月期まで、平成27年3月期を除いて当社単体の経常利益及び当期純利益ともに損失を計上しており、平成30年3月期第2四半期連結累計期間の業績においても、連結営業損失341百万円、連結経常損失342百万円、連結四半期純損失343百万円を計上していることに鑑みると、新株予約権よりも慎重な検討を要する新株式の割当先として適切な投資家を見つけることが難しいことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

行使価額が固定された転換社債(CB)

本スキームは、当初負債で調達をして段階的に資本が増強されるという点において、一般的な転換社債型新株予約権付社債(以下、「CB」という。)と類似しておりますが、通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明な一方、本スキームにおいては、行使コミット条項により割当予定先の本新株予約権の行使が約束されているため、蓋然性が高く、早いタイミングでの資本増強が期待されます。そのため、今回の資金調達方法として本スキームと比較した場合に、適当でないと判断いたしました。

MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えております。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。また、当社の株価のボラティリティを考えると、現時点において適切な行使価額を設定することは難しいと考えております。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記(b)の株主割当増資と同様に、割当予定先である既存投資家の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明である他、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、今回は必要調達額の全額を借入又は社債により調達する形ではなく、財務健全性や今後の借入余地とのバランスを勘案しながら本社債と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことが適当と判断いたしました。なお本社債の償還までの期間は約4カ月と短く、また当社は、早期償還合意に基づき本新株予約権の行使により調達した資金を本社債への償還金として優先的に充当する予定であることから、本社債の発行手取金は本新株予約権の行使による資金調達までのつなぎ資金の性質を有しております。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める本契約を締結いたします。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である森田浩章氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、貸主との貸株契約書において定めております。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

割当予定先は、当社との間で締結予定の本契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされます。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等 新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で同「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が前号に定める口座に入金された日に発生します。

8．株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は本新株予約権にかかる新株予約券証券を発行しません。

9．社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,580,275,000	25,300,000	2,554,975,000

(注) 1. 上記払込金額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額(13,775,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額2,566,500,000円)を合算した金額であります。

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金、発行費用及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価・弁護士費用・届出書データ作成料7,000千円、法務局登記費用11,000千円、その他諸費用(司法書士費用・信用調査費用等)7,300千円です。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計2,554百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

<本スキームによる調達資金>

本社債の発行による調達資金

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
医療施設の開設支援のための設備投資(医療施設として使用する物件の内装工事及び医療用機器・設備の導入)	1,600	平成30年1月～平成30年3月

本新株予約権の発行による調達資金

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
本社債の償還資金	1,600	平成30年1月～平成30年3月
医療施設の開設支援のための設備投資(医療施設として使用する物件の内装工事及び医療用機器・設備の導入)	954	平成30年3月～平成30年8月

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

・医療施設の開設支援のための設備投資(上記及び)

「(1)資金調達の目的」に記載のとおり、当社は、安定した収益基盤を構築するため、医療関連事業に新規参入することを検討しております。そのための施策として、当社は、まずは都内におけるクリニック(延床面積1,650㎡程度の物件を賃借することを想定しております。)の開設支援を予定しており、その内装工事に関しては、現在、複数の関連企業より見積を取得し、既に発注先企業の選定を開始しております。なお、提携医療機関につきましては協議を行っておりますが、現在未定であります。当社は、提携医療機関の決定に先立ち、かかる賃借物件の選定後速やかに賃貸借契約を締結し、内装工事の発注先を選定の上、直ちにクリニック開設支援に向けた内装工事を進める予定であり、かかる内装工事費用として平成30年1月から平成30年3月にかけて400百万円を充当し、平成30年3月から平成30年8月にかけて、600百万円を充当する予定です。

また、当該クリニックの開設支援にあたり、PET・CTやMRIといった種々の医療用設備・機器の導入が必要であるところ、現在、複数の企業より見積を取得し、その選定を開始しております。当社は、発注先の選定が完了し次第直ちに医療用設備・機器の導入を進める予定であり、かかる医療用機器・設備の導入費用として平成30年1月から平成30年3月にかけて1,200百万円を充当し、平成30年3月から平成30年8月にかけて、354百万円を充当する予定であり、当該金額を上回る費用が発生した場合には、手許資金と金融機関からの借入等により充当していく予定です。

なお、「(1)資金調達の目的」に記載の医療サービスシステムの導入、医療サービス運営コンサルティング事業の実施及び会員制医療機関の会員権の営業・マーケティング活動に関する資金につきましては、手許資

金と金融機関からの借入等により充当していく予定です。また、平成29年12月1日に新設した当社の医療関連事業部において、「2. 募集の目的及び理由」から記載の施策の実行及び子会社の管理を行うための人員を新たに採用する予定であります(医療関連事業開始後、当面の人員体制としては、若干名の採用を想定しておりますが、採用のタイミング等の詳細については現状未定です。)が、新たに発生する人件費につきましては、手許資金により充当していく予定です。

かかる2,554百万円については、本社債の発行による調達資金1,600百万円及び本新株予約権発行による調達資金954百万円を充当する予定です。なお、「本社債の償還資金」に記載のとおり、本新株予約権の行使に伴う払込金額が累計1,600百万円に達するまでは、本新株予約権の行使に伴う払込金額は原則として全て本社債の償還に充当されることとなります。

なお、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して40取引日に達した場合及び全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が8回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。資金用途を充当する優先順位としては、上記<本スキームによる調達資金>表中の「具体的な用途」に記載の順に充当予定としておりますが、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、必要に応じて、調達コストも勘案しつつ金融機関からの短期借入等の追加での資金調達により賄うことも検討する予定です。他方で、本新株予約権による調達資金の額が現時点において想定している調達資金の額を超過した場合には、平成29年12月22日付で締結した米国コロンビア大学との間の業務提携契約に基づく業務委託費の支払に充当することを想定しております。

・本社債の償還資金(上記)

本社債への償還金として充当してまいります。当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の権利行使に伴う払込金額が累計100百万円に達する毎に、当該払込金額をもって、本社債の早期償還を行っていくことを合意しております。したがって、本新株予約権の行使に伴う払込金額が累計1,600百万円に達するまでは、本新株予約権の行使に伴う払込金額は原則として全て本社債の償還に充当されることとなります。本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、必要に応じて、調達コストも勘案しつつ金融機関からの短期借入等の追加での資金調達により賄うことも検討する予定です。

なお、上記の資金用途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1)割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりです。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	1米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	EVO Feeder Fund 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2)割当予定先の選定理由

当社は、新規事業である医療関連事業の早期開始に向け、医療施設の開設支援のための設備投資のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、当社の会計監査人である監査法人元和の統括代表社員星山和彦氏から、EVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)専務執行役員であるデイビッド スコット氏を紹介して頂き、日本において資金調達を検討している旨伝えたと、同社から本資金調達の提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を比較的早期に相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズにより合致していると判断しました。また、EVO FUNDについても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として平成18年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、株式会社フューチャーベンチャーキャピタル(平成28年9月発行、同年12月行使完了)、株式会社インスペック(平成29年3月発行、同年7月行使完了)及び株式会社エディア(平成29年8月発行、同年10月行使完了)の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権のすべてを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。割当予定先であるEVO FUNDは、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)の100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、EVO FUNDの運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's

Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX なお、信託であるため代表取締役は存在しません。)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、EVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、14,500,000株です。

(4) 株券等の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本契約を締結します。当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」という。)を行わせないこと。割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成29年10月31日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介されたEVO FUND及びその100%出資者であるEVO Feeder Fundと、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門3丁目7番12号 代表取締役 古野啓介)に割当予定先であるEVO FUND及びその100%出資者であるEVO Feeder Fund、EVO Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、EVO FUND及びEVO Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社との間で締結予定の本契約の規定により、本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うことを想定し、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する新株予約権の発行コスト及び株式処分コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の0.95円とし、本新株予約権の行使価格は当初、行使価格の修正における計算方法に準じて、平成29年12月21日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し10%下回る額としました。

本新株予約権の発行価格及び行使価格の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額にて決定されているため、本新株予約権の発行価格は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価格であると判断いたしました。また、当初行使価格及び行使価格の修正におけるディスカウント率10%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、かつ当該条件は本新株予約権の発行価格に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価格は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査等委員会の意見として、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価格、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価レンジの下限を下回っていないことを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数14,500,000株(議決権数14,500個)は、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数60,118,220株及び議決権数59,931個を分母とする希薄化率は24.12%(議決権ベースの希薄化率は24.19%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本資金調達を通じて医療施設の開設支援のための設備投資に充当することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は2,513,600株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しており

ますが、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数14,500,000株を、割当予定先の全部コミット期間である82価格算定日で行使売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は176,829株(直近平均6ヶ月平均出来高の7.0%)となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本件に基づき新たに発行される当社普通新株式の数は最大14,500,000株(議決権14,500個)ですが、新株予約権の行使は、複数回に分けて発行されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数(千株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合 (%)
EVO FUND	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	-	-	14,500	19.48
長谷川 隆志	東京都港区	8,725	14.56	8,725	11.72
森田 浩章	千葉県浦安市	5,475	9.14	5,475	7.36
日本証券金融 株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	3,071	5.12	3,071	4.13
浅沼 廣幸	北海道札幌市厚別区	1,157	1.93	1,157	1.55
GMOクリック 証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町20-1	963	1.61	963	1.29
松岡 哲也	大阪府池田市	825	1.38	825	1.11
松井証券株式 会社	東京都千代田区麹町1丁目4 番地	797	1.33	797	1.07
安原 浩司	北海道札幌市中央区	600	1.00	600	0.81
荒井 大信	東京都港区	480	0.80	480	0.64
SMBc日興証券 株式会社	東京都千代田区丸の内3丁 目3-1	480	0.80	480	0.64
計		22,573	37.66	37,073	49.81

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年9月30日時点の総議決権数(59,931個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(14,500個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3. 割当予定先であるEVO FUNDの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。EVO FUNDより、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、EVO FUNDが本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

4. 長谷川隆志氏により平成29年12月1日付で、大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、当社として現時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記表には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者	長谷川隆志
住所	東京都港区
報告義務発生日	平成29年11月24日
保有株券等の数(総数)	21,105,000株(株券又は投資証券等 7,225,000株、新株予約権証券又は 新投資口予約証券等 13,880,000個)
株券等保有割合	28.52%

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項ありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項ありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項ありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第40期、提出日平成29年6月30日)及び四半期報告書(第41期第2四半期、提出日平成29年11月14日)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年12月22日)までの間に追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加を記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成29年12月22日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

医療関連事業について

当社グループは、安定した収益基盤を構築するため、医療関連事業に新規参入する方針ですが、市場環境や競合状況の悪化、関連する法規制の強化、米国コロナ大学、提携医療機関その他の業務提携先・パートナー企業や、当社子会社の代表取締役である加藤友朗氏をはじめとする特定の医療関係者等との提携・協力関係等の悪化、終了又はかかる業務提携先等が確保できないこと、医療関連事業を展開する上で必要となる医療施設の開設支援が予定通り進捗しないこと、業務提携先等の過誤等による医療関連事業に関する社会的信用の毀損、医療関連事業のための当社グループにおける人材確保が予定通り進捗しないこと等の理由により、当初予定していた成果を実現できない場合には、当社グループの継続的な事業経営に重大な影響を与える可能性があります。

2. 臨時報告書の提出

組込情報である第40期有価証券報告書の提出日(平成29年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成29年6月30日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社は、平成29年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、森田浩章、佐々木浩司、中村健司、阿久津明及び毛利努の5名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、桑川勲氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する報酬額を年額150百万円から年額300百万円(うち社外取締役分は年額50百万円以内)以内と改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款の一部変更の件	36,686	94	19	(注)1	可決 99.69
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件 森田 浩章	36,672	103	24	(注)2	可決 99.65
佐々木 浩司	36,670	105	24		可決 99.65
中村 健司	36,664	111	24		可決 99.63
阿久津 明	36,665	110	24		可決 99.64
毛利 努	36,665	110	24		可決 99.64
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 糸川 勲	36,649	123	24	(注)2	可決 99.60
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件	36,276	457	66	(注)3	可決 98.58

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。

(平成29年11月29日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

- (1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの 森田 浩章

- (2) 当該異動の前後における当該主要株の所有議決権及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの

森田 浩章

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	6,675個	11.14%
異動後	5,475個	9.14%

(注) 総株主等の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

- (3) 当該異動の年月日

平成29年8月7日

- (4) 本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 3,568,096千円

発行済株式総数 普通株式 60,118,220株

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第40期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度(第41期第2四半期)	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月30日

株式会社Nuts
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星 山 和 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 川 俊 介 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Nuts (旧会社名 株式会社コモンウェルス・エンターテインメント) の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Nuts及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年6月29日開催の取締役会において、固定資産の譲渡について決議し、平成29年6月30日に契約締結が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社Nutsの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社Nutsが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月30日

株式会社Nuts
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 星 山 和 彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中 川 俊 介 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Nuts (旧会社名 株式会社コモンウェルス・エンターテインメント) の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Nutsの平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年6月29日開催の取締役会において、固定資産の譲渡について決議し、平成29年6月30日に契約締結が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出
会社)が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月12日

株式会社Nuts
取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星 山 和 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Nutsの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Nuts及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年10月27日開催の取締役会において、医療事業を開始するため子会社を設立することを決議し、平成29年11月1日をもって当該子会社の設立手続きは完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。